

修学旅行誘致促進事業助成金事業の流れ

手続き		時 期
申請者（旅行業者）	提出先（柳川市観光協会）	
①【申請書の提出 1部】 ・助成金交付申請書(様式第1号) ・修学旅行 行程表(計画)	➡ ②【受理】	修学旅行実施の <u>30</u> 日前 【要綱第4条、第5条】
④【受理】	← ③【確認・審査】 助成金交付決定通知書 (様式第2号)の送付	1週間以内 【要綱第6条】
⑤【事業中止】(中止理由) ・事業中止承認申請書(様式第3号)	➡ ⑥【受理】	【要綱第7条第1項】 ※修学旅行の事業内容が 中止となった場合
⑧【受理】	← ⑦【確認・承認】 ・事業中止承認通知書(様式4号)	【要綱第7条第2項】
⑨【修学旅行の実施】		
⑩【実績報告書の提出】 ・実績報告書(様式第5号) ・修学旅行 行程表(実績) ・市内施設利用証明書(様式第6号) ・請求書(様式第7号) ・その他、協会長が必要と認める書類	➡ ⑪【受理】	修学旅行実施後 <u>30</u> 日以内 【要綱第8条】
⑬【受理】	← ⑫【確認・審査】 ・助成金交付額決定通知書 (様式第8号)の送付	【要綱第9条第1項】
⑮【受領】	← ⑭【助成金の交付】	申請書の確認審査を行うため振り込みに時間を要します。【要綱第9条第2項】

□修学旅行誘致促進事業助成金交付条件

- (1) 小学校・中学校・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が実施する修学旅行が実施する修学旅行の補助事業者。
- (2) 柳川市を訪問する修学旅行で、柳川市内で宿泊し、2箇所以上の施設利用を行うこと。

■申請・実績書類の送付先

〒832-0065 柳川市沖端町35
 一般社団法人 柳川市観光協会
 電話番号 0944-73-2145、FAX 0944-72-9013